

令和7年2月28日

オープンカウンター方式参加希望者様

分任支出負担行為担当官東北地方整備局
山形河川国道事務所長 森田 裕介

見積依頼書

下記について、オープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書を提出願います。

記

1. 件名 健康診断業務単価契約
2. 履行又は納入期限 令和8年3月27日
3. 履行又は納入場所 山形河川国道事務所管内
4. 仕様書 別途交付
5. 見積書提出場所 山形河川国道事務所 経理課
6. 見積書提出期限 令和7年3月13日 8時30分から
令和7年3月17日 12時00分まで
7. 見積合わせ日時 令和7年3月17日 15時10分
8. 契約書の要否 要
9. 仕様書の配布期間 令和7年2月28日から令和7年3月17日まで
10. 契約保証金の納付 免除
11. 支払条件 各月1回以内（適法な請求書を受領した日から30日以内）
12. 問合わせ先 〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目3番55号
山形河川国道事務所 経理課
電話：023-688-8923 内線(554) FAX：023-688-8437
電子メール：thr-761keiyaku02@mlit.go.jp
13. 仕様書の配布場所 紙による場合は上記12.による
電子調達システムの場合は、電子調達システムのURL
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>)による
14. 見積書の提出場所 上記13.と同じ
15. その他
 - (1)持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積りを認めます。
 - (2)FAXによる見積は認めません。
 - (3)見積者は、業務種別ごとの単価を設定し、それに予定数量を乗じた総価金額を見積り、その総価金額を見積書に記載してください。なお、決定後は当該見積書に記載された総価金額の積算根拠となった業務種別ごとの単価にて、契約を締結します。
 - (4)見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載してください。
ただし、電子調達システム（GEPS）の場合は、消費税及び地方消費税を含めない金額となります。
 - (5)仕様書「7.実施方法等（1）実施方法」にある施設検診の受診体制について、別添「様式1」に記載の上、見積書とあわせて提出してください。
なお、施設検診の受診体制を有していない者の見積は無効とします。

- (6) 本見積は令和7年度予算が成立し、予算示達がなされていることを前提条件とします。
- (7) 契約締結日及び履行開始日は令和7年4月1日とします。なお、令和7年度予算（暫定予算を含む）が成立しなかった場合は、予算成立後の同日以降とすることがあります。また、暫定予算となり予算措置が全額計上されていない場合は、本予算成立を条件にして、履行期間を暫定予算の期間、契約額を暫定予算の額（暫定予算の期間を全体の履行期間で除して算出した額）とします。
- (8) 「東北地方整備局オープンカウンター方式実施要領」
<http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00013/K00730/nyusatu/kokoku/opencounter.htm>）及び仕様書等を熟読のうえ、見積書を提出してください。
- (9) 仕様書を交付された者のうち、上記6. に示す提出期限までに見積書の提出がない場合は、見積合わせを辞退したものとみなします。
- (10) 本件に関する質問は、上記12. に問い合わせしてください。
- (11) 発注者の都合により、中止にすることがあります。
- (12) 契約の履行にあたり国が保有する個人情報を取り扱うものですので、別添「個人情報取り扱い特記事項」を熟読してください。

【様式1】

健診を実施できる体制

調達件名 健康診断業務単価契約

会社名

1. 健康診断を実施する各地区の施設の名称・住所を下記に記載する。

山形地区施設名	住所
最上地区施設名	住所
置賜地区施設名	住所

(別添)

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の管理)

第1条 受注者は、この契約を履行するために発注者から提供された個人情報について、紛失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、発注者から提供された個人情報を、第三者に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。

3 受注者は、発注者から提供された個人情報を、この契約以外の目的で複製してはならない。また、契約期間終了時には、複製した当該個人情報の消去を行い、受注者から提供された個人情報が記録された媒体のすべてを返却しなければならない。

4 受注者は、発注者から提供された個人情報が外部に漏えいするおそれがある場合は、速やかに発注者へ報告しなければならない。

5 受注者は、発注者から提供された個人情報について、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその取扱いを伴う業務を再委託してはならない。

6 受注者は、発注者から提供された個人情報について、受注者又は再委託先の責に帰すべき事由により漏えい、紛失、き損その他の事案が発生した場合、受注者はこれにより発注者又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責を負わなければならない。

(発注者の契約解除)

第2条 発注者は、受注者が前条の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。